

ペダル付原動機付自転車（ペダル付電動バイク）を  
これから所有される方／所有している方へ



ペダル付原動機付自転車（ペダル付電動バイク）には  
標識（ナンバープレート）が必要です

道路交通法の改正により、ペダル付原動機付自転車（ペダル付電動バイク）は、電動アシスト自転車（駆動補助機付自転車）とは異なり、モーターを用いずにペダルのみを用いて走行させる場合でも、原動機付自転車の運転に該当することが明確化されました。

ペダル付原動機付自転車（ペダル付電動バイク）は、従来の原動機付自転車と同様に**軽自動車税（種別割）**が課税されますので、車両を所有している方（される方）は、**標識（ナンバープレート）**の交付を受けてください。

また、公道を走行するにあたっては、ナンバープレートの取付のほか、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務、自動車損害賠償責任保険への加入、ブレーキランプ、ウインカーなどの備付け等、従来の原動機付自転車の運転条件を満たす必要があります。

「ペダル付原動機付自転車（ペダル付電動バイク）」と  
「電動アシスト自転車」の違い

◆**ペダル付原動機付自転車（ペダル付電動バイク）**とは

ペダル付原動機付自転車（ペダル付電動バイク）とは、原動機のみで走行する従来の原動機付自転車（原付）とは異なり、モードを切り替えることで、ペダルを用いた人の力による走行も可能となる装置を備えた「自動車」（原動機付自転車）です。

◆**電動アシスト自転車（駆動補助機付自転車）**とは

電動アシスト自転車（駆動補助機付自転車）にも電動機（モーター）がついていますが、電動機（モーター）のみでは、作動せず、道路交通法上「自転車（軽車両）」に該当します。あくまでも人の力を補うための電動機を用いるように設計されている「自転車」です。ペダルを使わず電動機（モーター）のみで走行が可能な「ペダル付原動機付自転車」とは異なります。

※「電動アシスト自転車」には、ナンバープレートの取得は不要です。